

別表（第3条—第6条関係）

種目	品目	対象障害要件	対象年齢	基準単価	耐用年数	性能	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者で寝たきりの状態にある者	18歳以上	154,000円	8年	腕又は脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	
	特殊マット	下肢機能障害2級以上、体幹機能障害2級以上又は療育手帳A以上の者 難病患者で寝たきりの状態にあるもの	3歳以上	19,600円	5年	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能有するもの	
	特殊尿器	下肢機能障害1級又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） 難病患者で自力で排尿できない者	学齢児以上	67,000円	5年	尿が自動的に吸引されるもの及び使用者又は介護者が容易に使用し得るもの	
	入浴担架	下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に介護を要する者に限る。）	3歳以上	82,400円	5年	使用者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	
	体位変換器	下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 難病患者で寝たきりの状態にある者	学齢児以上	15,000円	5年	空気パッド等を体の下に挿入し、てこ又は空気圧等の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位変換を容易に行うことができるもの。ただし、専ら体位を保持するためのものは除く。	

介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	3 歳以上	159,000 円	4 年	介護者が使用者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練いす（児のみ）	下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	3 歳以上 18 歳未満	33,100 円	5 年	附属のテーブルを付けたもの
	訓練用ベッド（児のみ）		学齢児以上 18 歳未満	159,200 円	8 年	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢機能障害又は体幹機能障害者（入浴に介助を要する者に限る。） 難病患者で入浴に介助を要する者	3 歳以上	90,000 円	8 年	入浴時の移動、座位の保持又は浴槽への出入り等を補助でき、使用者及び介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。
	便器（手すりを含む）	下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 難病患者で常時介護をようする者	学齢児以上	9,850 円	8 年	使用者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。

自立生活支援用具	頭部保護帽	革、スポンジを主材料に製作	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は療育手帳 A 以上及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3 歳以上	15,200 円	3 年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	基準単価はオーダーメイドによる製品とし、レディメイドによる製品については、基準単価の80%の範囲内の額とする。
		革、スポンジ、プラスチックを主材料に製作			36,750 円			
	T字状・棒状のつえ	木材でニス塗装したもの	平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害者	3 歳以上	2,200 円	3 年	使用者の歩行を補助できるもの	夜光材付とした場合は、410 円（全面夜光材付とした場合は1,200 円）増しとする。
	軽金属で塗装なしのもの	3,000 円			外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260 円増しとする。			
	移動・移乗支援用具			60,000 円	8 年	専ら、次のような性能を有すること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ①使用者の身体機能の状態を十分踏まえたもの及び必要な強度と安定性を有するもの ②転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消等の用具とするもの		

自立生活支援用具	特殊便器	上肢機能障害２級以上又は療育手帳Ａ以上の者（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る。） 難病患者で上肢機能に障害のある者	学齢児以上	151,200円	８年	足踏みペダルで温水温風を出るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
	火災警報器	身体障害２級以上又は療育手帳Ａ以上及び火災発生の感知又は避難が著しく困難であり、以下の条件に該当する者 ・該当障害単身者 ・該当障害者を含む２人以内の世帯	-	15,500円	８年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自動消火器	・該当障害者を含む障害者（身体・療育・精神保健福祉の各手帳所有者及び難病患者）のみの世帯及びこれに準ずる世帯		28,700円	８年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
	電磁調理器	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者）又は療育手帳Ａ以上の者	18歳以上	41,000円	６年	使用者が容易に使用できるもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者	学齢児以上	7,000円	10年	使用者が容易に使用できるもので、歩行者用信号機の青色点灯時間を通常より長くするもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯及び日常生活上給付の必要があると認められる者）	18歳以上	87,400円	10年	音又は音声等を視覚又は接触等により知覚できるもので、例えば来客のチャイム、電話の着信音、時計のアラーム又は乳児の泣き声などの生活情報をセンサーで拾い、回転灯、閃光又は振動等に情報を変換し、知覚させるもの

在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上の者（自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者）	3 歳以上	51,500 円	5 年	透析液を加温し、一定温度に保つもの	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者及び難病患者であって必要と認められる者（医療機関又は保健所の意見書が必要）	学齢児以上	36,000 円	5 年	使用者が容易に使用できるもの	
	電気式たん吸引器			56,400 円	5 年	使用者が容易に使用できるもの	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者及び難病患者であって人工呼吸器の装着が必要な者	学齢児以上	157,500 円	5 年	呼吸機能状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、使用者が容易に使用できるもの	
	人工鼻接続補助用具	喉頭摘出により永久気管孔を有する者又は同程度の身体障害者及び難病患者であって必要と認められる者（医療機関又は保健所の意見書が必要）	学齢児以上	5,000 円	-	人工鼻装着時に必要となる接着剤、剥離剤その他の接続補助用具で、医療保険の対象とならないもの	価格は月額とする。
	発電機又は蓄電池	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者及び難病患者であってネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器又は人工呼吸器を継続的に使用している者	-	100,000 円	10 年	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器又は人工呼吸器の使用を維持するためのものであって、使用者が容易に使用できるもの	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18 歳以上	17,000 円	10 年	使用者が容易に使用できるもの	

在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者）	学齢児以上	9,000 円	5 年	使用者が容易に使用できるもの	
	視覚障害者用血圧計 (音声式)			12,000 円	5 年	使用者が容易に使用し得るもの	
	視覚障害者用体重計 (音声式)			18,000 円	5 年	使用者が容易に使用できるもの	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上の者	-	100,000 円	10 年	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や又はアプリケーションソフト。(GPS ナビを含む) ただし、パーソナルコンピュータ本体を除く。	
	視覚障害者用ラジオ	視覚障害 2 級以上の者	学齢児以上	29,000 円	5 年	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上及び聴覚障害 2 級以上の重複障害者	18 歳以上	383,500 円	6 年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上及び就労、就学している者又は就労が見込まれる者	-	63,100 円	5 年	使用者が容易に使用できるもの	
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者	学齢児以上	1,030,000 円	-	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換、点字プリンターとの運動による点字文章の作成及び音声化ができるもの	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	厚生労働大臣が必要と認めた額	-	点字により作成されたもの ただし、週刊誌又は月刊誌を除く。	点字図書は年間 6 タイトル、24 巻を限度とする。

情報・意思疎通支援用具	点字器	標準型	両面書鋸版製	視覚障害者	-	10,400円	7年	使用者が容易に使用できるもの	価格は点筆を含むものとする。	
			両面プラスチック製			6,600円				
		携帯用	片面書アルミニウム製			7,200円	5年			使用者が容易に使用できるもの
			片面書プラスチック製			1,650円				
	視覚障害者ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	録音再生用 85,000円	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音、当該方式により記録された図書の再生が可能な製品及び使用者が容易に使用しできるもの				
				再生専用 35,000円	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品及び使用者が容易に使用できるもの				
				40,000円	6年	服の形状や色、物の名称を録音したICタグを服や物に貼り付けておき、必要時に本体で再生することにより、その形状や色、名称等を認識することができる製品及び使用者が容易に使用できるもの				
	視覚障害者ICタグレコーダー									

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障害2級以上の者	学齢児以上	99,800円	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（音声コード等）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの及び使用者が容易に使用できるもの	
	視覚障害者用読書器		視覚障害者及び本装置により文字等を読むことが可能になる者（音声信号に変換して出力する機能を主とするものは視覚障害のため画像（文字等）を読むことが困難な者を原則とする。）	学齢児以上	198,000円	8年（音声信号に変換して出力する機能を主とするものは5年）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障害者用読書器の支給を受けたものの、障害状況の悪化により音声信号に変換して出力する機能の主とするものが必要と認められる場合、1回に限り、耐用年数内の再支給を可とする。
	視覚障害者用時計	触読式	視覚障害2級以上の者（音声式時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計使用が困難な者に限る。）	18歳以上	10,300円	10年	使用者が容易に使用できるもの	
		音声式			13,300円			
聴覚障害者用通信装置		聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有する者（コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者）	学齢児以上	71,000円	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器及び使用者が容易に使用できるもの		

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者及び本装置によりテレビの視聴が可能になる者	-	88,900 円	6 年	字幕、手話通訳付きの聴覚障害者用番組、テレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの及び使用者が容易に使用できるもの	
	人工喉頭	笛式	喉頭摘出した者	-	5,000 円	4 年	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	気管カニューレ付とした場合は3,100 円増しとする。
		電動式			70,100 円	5 年	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	価格は電池又は充電器を含むものとする。
	福祉電話（貸与）		聴覚障害又は外出困難な身体障害2級以上及びコミュニケーション、緊急連絡時等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者（障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯）	-	83,300 円	-	使用者が容易に使用できるもの	
	ファックス（貸与）		聴覚障害3級以上又は音声言語機能障害3級以上及びコミュニケーション又は緊急連絡時等の手段として必要性があると認められる者（難聴者用電話を含む電話によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯）	-	7,700 円	-	使用者が容易に使用できるもの	

	ストマ用装具	消化器系	ストマ造設者	-	9,400 円	-	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋のもの	価格は洗腸用具、1 箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額とする。
		尿路系			13,000 円		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋及び尿処理用のキャップ付のもの	
排泄管理支援用具	紙おむつ等	<p>次のア・イのいずれかに該当する者</p> <p>ア①治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらんのある者</p> <p>②ストマの変形のため、ストマ用装具を装着することができない者</p> <p>③先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者</p> <p>④先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>①～④のいずれかの者で紙おむつ等の用具を必要とする者</p> <p>イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難及び身体障害者更生相談所、指定育成医療機関又は保健所の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者</p>		3 歳以上	12,000 円	-		価格は紙おむつ、サラシ及びガーゼ等衛生用品を含む月額とする。

排泄管理支援用具	収尿器	男性用	普通型	高度の排尿機能障害	-	7,700 円	1 年	採尿器で構成されたもの及び尿の逆流防止装置をつけるもの	
			簡易型			5,700 円			
		女性用	普通型			8,500 円			
			簡易型			5,900 円			
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢機能障害 3 級以上、体幹機能障害 3 級以上又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害 2 級以上の者）</p> <p>難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者</p>		学齢児以上	550,000 円（介護保険制度を併用する場合 200,000 円を引いた額とする）	原則として 1 回限り	使用者の移動等を円滑にする用具及び設置に小規模な住宅改修を伴うもの	<p>住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。</p> <p>① 手すりの取付け</p> <p>② 段差解消</p> <p>③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④ 引き戸等のへの扉の取替え</p> <p>⑤ 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	
<p>難病患者における障害の程度は身体障害者に準ずるものとする。</p>									